

芦別市審議会等の委員公募に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広く市民にまちづくりへの参加の機会を保障するとともに、市民、議会及び市が協働でまちづくりを進めることを目的として、市が設置する審議会等の委員の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意味)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置するもの
- (2) 法律、条例等の規定に基づかず、専門知識の導入、利害の調整、まちづくりに対する市民意見の反映等を目的として、要綱等により設置するもの

(公募による委員の選任)

第3条 執行機関は、審議会等を新たに設置し、又は審議会等の委員を改選するに当たっては、委員の一部を市民から公募により選任するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する審議会等については、この限りでない。

- (1) 法令等により委員の資格が定められている審議会等
- (2) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱う審議会等
- (3) 委員に対し特に専門的な技能等が要求される審議会等

2 前項各号のいずれかに該当するものとして委員を公募しない審議会等は、次の表に掲げるとおりとする。

委員を公募しない審議会等の名称	公募をしない主な理由
芦別市防災会議	法令等により委員の資格が定められているため
芦別市国民保護協議会	
芦別市民生委員推薦会	
芦別市消防賞じゅつ金等審査委員会	個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱うため
芦別市介護認定審査会	委員に対し特に専門的な技能等が要求されているため
芦別市障害者自立支援審査会	
芦別市老人ホーム入所判定委員会	
芦別市農業振興会議	

(公募委員の割合)

第4条 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の割合は、審議会等の委員定数に対して、原則として1割以上を基準とし、その割合を増加するよう努めるものとする。

2 公募委員の割合は、男女の数が同数となるよう努めるものとする。

(申込者の資格)

第5条 公募委員に申し込むことができる者の資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 審議会等の委員として委嘱しようとする日現在において、市内に居住している者又は市内で働く者若しくは学ぶ者
- (2) 応募日現在において、本市の審議会等の委員を3以上兼ねていない者
- (3) 応募日現在において、市の職員でない者
- (4) その他市長が必要と認める事項

(公募方法)

第6条 委員の公募に当たっては、次の各号に掲げる事項について広報

紙、市の公式ホームページへの掲載等を活用し、周知を行うものとする。

- (1) 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務
- (2) 申込者の資格
- (3) 公募委員の人数
- (4) 選任の時期及び任期
- (5) 申込方法及び申込期限
- (6) 選考方法
- (7) 問い合わせ先
- (8) 報酬の額とその有無
- (9) その他必要と認められる事項

(申込書)

第7条 公募委員の申込みに当たっては、芦別市審議会等の委員応募申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に、次の各号に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 申し込む審議会等の名称
- (2) 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日
- (3) 現在の職業
- (4) 市民となった日
- (5) 職歴（主なもの）
- (6) 活動経験（ボランティア活動、各種団体等での活動内容）
- (7) 申し込んだ理由（簡潔に記載したもの）
- (8) その他必要と認められる事項

2 前項の規定により提出された申込書は、返還しないものとする。

(選考の方法)

第8条 委員の選考は、申込書による書類選考、面接等により行うもの

とする。

- 2 前項に規定する委員の選考に当たっては、選考過程の透明性及び公正性を確保するため、選考委員会を設置して行うものとする。
- 3 前項に規定する選考委員会の設置基準及び委員の選考に当たっての審査基準は、審議会等の所管課が定めるものとする。
- 4 選考の結果については、選考後速やかに、当該申込者に通知するものとする。

(特例)

第9条 公募を行った場合において、次の各号に掲げるときは、原則として再公募を行わなければならない。ただし、再公募し、応募がなかったとき、若しくは適任者がいなかったとき又は日程等に余裕がないときは、公募によらない委員をもって審議会等を構成することができる。

- (1) 申込期限までに申込者が公募しようとする人数に満たなかったとき。
 - (2) 前条の規定による選考の結果、適任者が公募しようとする人数に満たなかったとき。
- 2 前項ただし書の規定により、公募によらない委員をもって審議会等を構成したときは、審議会等の委員の定数が上限に達していないときに限り、その後も引き続き委員を公募するよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年2月27日から施行する。